

指定管理者制度導入に関する基本方針

1. 指定管理者制度への対応方針

(1) 管理委託していた「公の施設」

平成18年度133施設全てに導入

(2) 現在直営で管理している「公の施設」

道路法、河川法、学校教育法等の個別の法令で指定管理者制度が導入できない施設を除いた全ての施設について統一的な視点に立った検討を行い、整理すべき課題を精査した上で、導入可能な施設から順次、指定管理者制度を導入する。

(3) 今後新たに供用する「公の施設」

施設の性格・設置目的、管理運営の形態等を精査した上で、指定管理者制度の導入を検討する。

※ただし「豊橋市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、対象事業において実施しないと判断された場合は、その旨を公表するものとする。

指定管理者制度の導入にあたっては、別に定める「公の施設の指定管理者制度運用方針」に基づいて事務手続きを進める。

2. 直営施設への導入検討

(1) 基本的考え方

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、市民が享受する公共施設利用にかかるサービスの更なる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、指定管理者制度へ移行する。

(2) 管理形態の検討・決定に際しての留意事項

管理形態の検討と決定（直営か指定管理者制度の選択）に際しては、施設の設置目的、管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、受皿となる団体の成熟度等、さまざまな観点から整理、検討した上で、総合的に判断する。

ア. 施設の位置付け

施設を設置した目的・目標、政策実現のための施設の役割等

イ. 管理運営のあり方

施設管理の専門性、施設利用の公平性・公益性、類似施設における導入効果等

ウ. 利用者の満足度

利用者数の状況、利用条件、サービスの提供内容、利用者の要望に対応する運営の柔軟性、施設の魅力を引き出す企画力

エ. 運営の効率性

経費の削減、費用対効果、施設機能の活用状況、民間能力の活用状況など

オ. 市民とのパートナーシップ

NPO等市民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度等

(3) 管理形態の判断基準等

直営か指定管理者制度かの判断基準等は下記のとおりである。

指定管理者制度	直 営
①利用者サービスの向上 民間ノウハウの活用(新たな発想による自主事業の企画・運営等)により、利用者サービスが向上するもの	①業務委託等の活用 清掃・メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理と活用への民間ノウハウの適用の余地が少ないもの
②管理運営コストの削減 競争原理の導入、民間ノウハウの活用(柔軟な人材活用、コスト意識の徹底等)により、管理運営コストの削減が実施できるもの	②公的関与の必要性 施設が提供するサービスの専門性や利用の公平性の確保等のため、市が主体的に施設運営に関与する必要があるもの
③経営能力の活用 利用料金制度の採用等により、指定管理者の経営能力が活用され、施設の利用促進が期待できるもの	③民間参入の可能性無 行政以外に同様サービスを提供する民間事業者等が存在せず、民間参入の可能性がないもの
④定型的・定例的な管理業務の確立 定型的・定例的な管理業務で運営され、市の政策的な事業の展開が必要でないもの	④施設のあり方の再検討 施設のあり方の再検討を行うため、一定の検討期間を確保する目的で直営を維持する必要があるものの
⑤民間参入の可能性有 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在するもの	

(4) 直営施設の類型化

直営施設への指定管理者制度導入の可否について、(3)で示した判断基準等を勘案しつつ、各施設を次のとおり分類するものとする。

ア. 指定管理者制度の部分的な導入を検討する施設

※ただし、部分的に指定管理者制度が導入できる施設であっても、指定管理者に任せる業務の範囲が貸館業務等に限定される場合は、民間ノウハウ活用やコスト削減等の効果が期待できないことから、個別に業務委託する方法等との比較を行った上で、より効率的・効果的な手法を選択する。

イ. 指定管理者制度導入に適する業務量がない等現状においては導入効果が見込めない施設

3. 今後の方向性

指定管理者制度は、新しい制度であり、他の自治体もその導入を巡って検討を重ねている状況にある。本市でも適切な指定管理者制度の導入と運用を行うためには、さらに検討を続ける必要がある。そこで、他の自治体の状況等に注視しつつ、今回定めた内容について継続的に検証を行い、必要に応じて方針の見直しを行うものとする。

別紙

直営施設の類型化

ア. 指定管理者制度の部分的な導入を検討する施設

都市公園（大規模公園）、賀茂しょうぶ園 施設 管理業務	豊橋市二川宿本陣資料館
--------------------------------	-------------

イ. 指定管理者制度導入に適する業務量がない等現状においては導入効果が見込めない施設

ポートインフォメーションセンター	豊橋市更生保護会館	市営墓地(5)
豊橋市民病院附属産院	豊橋市資源化センター	豊橋市石巻自然科学資料館
都市公園（一部）	多目的広場	豊橋市保育所・こども園(5)
豊橋市立高山学園	豊橋市総合老人ホームつつじ荘	豊橋市保健センター・こども発達センター(2)
豊橋総合動植物公園（動物園ゾーン）	豊橋市民病院	水道施設・下水道施設(3)
豊橋市野外教育センター	豊橋市少年自然の家	豊橋市図書館
豊橋市美術博物館	豊橋市自然史博物館	豊橋市視聴覚教育センター
豊橋市地下資源館	豊橋市南稜地区市民館	豊橋市津波避難施設(3)

指定管理者制度導入に関する基本方針（改正履歴）

策定・改正年月日	主な内容
平成 17 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進本部で決定
平成 21 年 2 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> 導入基準の「公的関与の必要性」を明確化 直営施設の類型化について、「導入可能な施設」⇒「導入を検討する施設」、「現段階では導入しない施設」⇒「当面（平成 25 年度まで）は導入しない施設」に変更
平成 23 年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 生活家庭館、大規模公園及び賀茂しようぶ園を導入検討施設に変更 図書館、美術博物館、二川宿本陣資料館、自然史博物館及び地下資源館を当面導入しない施設に変更 「当面（平成 25 年度まで）」を「当面（平成 27 年度まで）」に変更
平成 28 年 3 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> 下記のとおり直営施設の類型化の見直し ア. 部分的な導入を検討する施設から市営住宅（28）・特定公共賃貸住宅、豊橋市公民館（生活家庭館）を削除 ・豊橋市二川本陣資料館と豊橋市斎場をイ. 当面は導入をしない施設からア. 部分的な導入を検討する施設に変更 ・下記施設をイ. 当面は導入をしない施設からイ. 現状においては導入効果が見込めない施設に変更 豊橋市保育所（5）、豊橋市高山学園、豊橋市総合老人ホームつつじ荘、豊橋市保健センター・こども発達センター（2）、豊橋市総合動植物公園（動物園ゾーン）、豊橋市民病院、水道施設・下水道施設（4 から 3 に変更）、豊橋市野外教育センター、豊橋市少年自然の家、豊橋市図書館、豊橋市美術博物館、豊橋市自然史博物館、豊橋市視聴覚教育センター、豊橋市地下資源館
平成 29 年 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> 同日策定された「豊橋市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」に基づき、今後新たに供用する「公の施設」において、指定管理者制度を導入しないと判断された場合の公表について但し書きを追加
令和 3 年 1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ア. 指定管理者制度の部分的な導入を見込める施設から斎場を削除 ・イ. 指定管理者制度に適する業務量がない等現状においては導入効果が見込めない施設に豊橋市南稜地区市民館、豊橋市津波避難施設（3）を追加、多目的広場の施設数を変更、豊橋市少年愛護センターを削除